平成２８年（フ）第１６５号
宮崎市大字浮田2274番地１
債務者　甲斐恵美子
１　決定年月日時　平成28年７月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１６７号
宮崎市佐土原町下田島20444番地５　県営ひかりヶ丘Ｃ団地２棟１号
債務者　平原　敬之
１　決定年月日時　平成28年７月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１６８号
宮崎市佐土原町下田島20444番地５　県営ひかりヶ丘Ｃ団地２棟１号
債務者　平原　　恵
１　決定年月日時　平成28年７月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１７４号
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋4918番地４
債務者　大塚　政雄
１　決定年月日時　平成28年７月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２１号
宮城県大崎市古川駅前大通４丁目３番３－201号　古川駅前大通住宅
債務者　鹿野里江子（旧姓橋口）
１　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第５２号
秋田市卸町４丁目６番60号　アーバンティ菅原ⅢＢ－206
債務者　中村こずえ
１　決定年月日時　平成28年７月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６７号
秋田市泉中央２丁目28番12号　ハイツリバーサイドⅠ　102
債務者　佐藤　義亮
１　決定年月日時　平成28年７月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７４号
秋田市中通４丁目14番24号　モアステージ中通401号
債務者　八木ちはる
１　決定年月日時　平成28年７月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２３号
福井県敦賀市櫛川93号402番地　リュミエール・シャトー303号
債務者　土屋小百合
１　決定年月日時　平成28年７月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２８年（フ）第４６号
広島県尾道市福地町７－78　レオパレスフクチ107号、住民票上の住所広島県呉市幸町８番１号海上自衛隊
債務者　吉村　拓馬
１　決定年月日時　平成28年７月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第４７号
広島県呉市広白岳２丁目９番15号
債務者　石田　智江
１　決定年月日時　平成28年７月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第４９号
広島県呉市倉橋町6784番地の９
債務者　新宅　淳二
１　決定年月日時　平成28年７月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第８８号
徳島県板野郡藍住町乙瀬字出来地24番地５、旧住所徳島県板野郡上板町高瀬194番地
債務者　中谷　　仁
１　決定年月日時　平成28年７月６日午前９時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３号
高知県高岡郡越知町越知甲2281番地１（前住所　高知県高岡郡佐川町乙232番地４）
債務者　西川　りさ（旧姓細川）
１　決定年月日時　平成28年７月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２８年（フ）第２０号
島根県江津市二宮町神主2235番地25
債務者　湊　真由美
１　決定年月日時　平成28年７月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２８年（フ）第３２４号
静岡県焼津市策牛48番地　焼津病院内、住民票上の住所静岡県藤枝市大洲１丁目５番地の14
債務者　紅林　健太
１　決定年月日時　平成28年７月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５２号
千葉県白井市河原子457番地の29
債務者　鈴木美奈子
１　決定年月日時　平成28年７月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部